

令和5年6月9日

令和5年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年6月9日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和5年6月9日(金)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和5年6月9日～6月15日(7日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	4番 小山辰美議員 会議録署名議員の指名 5番 木村圭議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
7	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
8	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	原案承認
9	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度奥多摩町一般会計補正予算(第5号))	原案承認
10	報告第1号	令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書 について	—
11	議案第31号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
12	議案第32号	奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	原案可決
13	議案第33号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求 めることについて	原案同意
14	—	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
15	—	陳情の受付について	陳情第2号 総務文教常任 委員会付託

(午後1時5分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（高橋 邦男君） これより令和 5 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

4 番 小山辰美議員、

5 番 木村圭議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 2 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和 5 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について去る 6 月 2 日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告申し上げます。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 15 日までの 7 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず上程された議案は、全 12 件であります。本日及び 6 月 13 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、本日 9 日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 2 日の 6 月 13 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 15 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願い申し上げます。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 27 号から議案第 30 号の専決処分の承認を求めることについての 4 議案は、それ

ぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

次に、報告第1号の令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告があります。

次に、議案第31号から議案第32号までの2議案については、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

次に、議案第33号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、単独上程の上、即決とし、採決については無記名投票と決定しております。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の上、即決とし、採決については通常の起立採決と決定しております。

本日の審議は、この議案をもって終了し、補正予算については、本会議2日目の6月13日に再開し、審議することに決定しております。

本会議2日目の議案第34号 令和5年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号）については、単独上程とし、採決は即決と決定しております。はじめに、副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次に、議員提出議案第2号から議案第3号までの2議案については、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月

出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会にあたり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和5年度第2回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項ですが、国の感染症法上の位置づけについて、先月8日に季節性インフルエンザなどと同様の5類に移行いたしました。東京都においては5類移行に伴い、基本的対処方針及び対策本部を廃止し、活気あふれる日常に向け、感染防止対策を一律に求めるのではなく、個人や事業者の状況に応じた自主的な判断と取組を基本としております。

また、東京都では、従来の各相談窓口を一本化し、発熱患者への医療機関への案内や自宅療養中の方からの健康相談等に一元的に対応する東京都新型コロナ相談センターを開設するとともに、検査・診療体制及び医療提供体制は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて当面継続することとしております。

町におきましては、5類移行までの間、国及び東京都の対応を受け、令和2年4月に町感染症対策本部を設置し、以来、4度にわたる緊急事態宣言をはじめ、3度の蔓延防止等重点措置、更には町内の感染急拡大に対応するため、2度にわたり町独自の緊急対応などを行ってまいりました。

これらの対応に伴い、町民皆様、事業者皆様には、不要不急の外出自粛のほか、観光事業者、飲食店等への酒類提供自粛、来店時の人数制限や時間制限、また、3年前の5月の連休前には観光立町を標榜する当町において苦渋の決断対応となりました来町自粛要請・町内駐車場閉鎖など、ご理解、ご協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、町感染症対策本部につきましては、国及び東京都と同様に、先月7日をもって解散をしております。

一方、ワクチン接種におきましては、重症化予防に資するものとして、国は、来年3月まで公費負担を継続することとし、65歳以上の高齢者の皆様をはじめ、5歳から64歳までの厚生労働省が定める基礎疾患を有する方を対象とした令和5年春開始接種の決定を受け、先月20日から集団接種を再開しております。実施にあたりましては、これまでの接種と同様に、町内医療従事者皆様のご協力をいただき、接種を希望される町民皆様が安全で安心して接種できるよう万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度におきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯臨時特別給付金並びに原油価格及び物価高騰の影響を受ける介護・障害福祉サービス事業所の経済的負担を軽減するとともに、安定的な介護・障害福祉サービスの提供を確保することを目的とした介護・障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金の支給を予定しております。これらの事業の関連予算につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第1号）におきましてご提案させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先月5日に石川県能登地方を震源とする地震が発生し、石川県珠洲市で震度6強を観測しました。また、先月11日には千葉県南部を震源とする地震が発生し、千葉県木更津市で震度5強を観測しました。更に、先月22日には伊豆諸島の新島・神津島近海を震源とする地震が発生し、利島村で震度5弱を観測しました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

昨今、全国的にも大きな地震が相次いでおり、東日本大震災から12年が経過した今、当町においてもいつ起こるか分からない自然災害への備えを万全にするとともに、万一発生した場合でも自助、共助、公助とそれぞれの段階において町と住民、自治会並びに関係機関が連携し、一体となって町民皆様の生命と財産を守る所存でありますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、庁舎建設整備事業では、3月に実施しましたパブリックコメントや住民説明会などを通じて町民をはじめとする皆様からいただいたご意見を踏まえ、3月末に庁舎建設基本計画を策定いたしました。

この基本計画は、これまでの検討経緯から庁舎建設に至るまでの考え方のよりどころとなる基本理念、基本方針、基本機能をはじめ、事業を進める上での前提となる庁舎の建設位置や規模、施設計画、事業スケジュールなどをまとめたもので、今後、この基本計画に基づき、規模や事業費、財源について精査しながら新しい庁舎がみんなにとってのシンボルとなり、また、皆様が利用しやすく、将来に繋げる建物となるよう努めてまいります。

また、アクセスに関して安全面も含め、利用者目線に立った上で、引き続きJRを含む関係機関と協議・調整を行い、基本設計・実施設計作業を進めてまいります。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第27号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、軽自動車税におけるグリーン化特例として、電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置に関する適用期限の3年延長、固定資産税の負担軽減措置として、長寿命化に資する大

規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設等について地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備したものです。

議案第 28 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を引き上げ、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の額について改めるため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定を整備したものであります。

議案第 29 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の額を引き上げるため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、規定を整備したものです。

議案第 30 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 5 号）の主な内容につきましては、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金並びに特別交付税や市町村総合交付金等の額の確定に伴い、庁舎建設基金への積増し等を行ったものです。

この議案第 27 号から議案第 30 号までの 4 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第 1 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、南平熊沢線道路新設事業について令和 5 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき繰り越しを行いましたので、そのご報告をするものです。

議案第 31 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、法律の施行に伴い、規定を整備するものです。

議案第 32 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の特別休暇に不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため、人事院規則の一部改正の規定に基づき、規定を整備するものです。

議案第 33 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、令和 5 年 6 月 21 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員、島崎軍治氏、岡部益雄氏の後任として加藤竜也氏、川久保義彦氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 34 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在執行しております令和 5 年度一般会計予算の補正予算案となります。

以上、専決処分 4 件、報告 1 件、条例の一部改正 2 件、委員の選任の同意を求める案件

が1件、補正予算案1件の計9件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本格的な行楽シーズンを迎える中、4年ぶりの開催となる夏の風物詩、奥多摩納涼花火大会をはじめとした各種イベントの再開を見据え、コロナ禍前同様、国内外から多くの観光客の皆様をこの自然豊かな奥多摩に安心してお迎えできるよう職員とともに精一杯邁進する所存でありますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げまして、令和5年第2回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。令和5年専決第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、その施行に関しましてこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

条例改め文及び新旧対照表もございしますが、お手元に配布させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要によりましてご説明させていただきます。

概要書をお願いいたします。今回の改正は、地方税法等の改正により軽自動車税におけ

るグリーン化特例として、電気自動車等を取得した場合における軽課措置に関する特例期限の延長及び固定資産税の負担軽減措置として、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設等が主なものでございます。

概要書の冒頭部分につきましては既にご説明いたしましたので、改正内容からご説明させていただきます。

まずはじめに、規定の整備ですが、検索を容易にするため、記載のとおり、第1章総則から附則まで新たに目次を追加するものでございます。

次に、公示送達第18条は、地方税法に係る略称規定につきまして第8条に規定があるため、削除をするものでございます。

次の施行規則様式の新設に伴う改正につきましては、1つ目の丸、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第45条から5つ目の丸、たばこ税に係る不足税額等の納付手続、第97条の8までの各条におきまして、QRコード等が印字されるキャッシュレス対応の納付書の新設に対応するため、規定を整備するものでございます。

裏面をお願いします。特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率の新設ですが、種別割の税率、第83条において道路交通法での電動キックボードを対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことに伴い、新たに電動キックボードに係る税率を2,000円と定めるものでございます。

次の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、附則第6条につきましては、肉用牛の売却所得に対する町民税の免除につきまして、法改正に合わせ適用期限を3年延長し、令和9年度までとするものです。

次の読替規定、附則第8条では、新型コロナウイルス感染症対策である先端設備等に係る固定資産税の特例措置につきまして、令和5年3月31日までに取得したものが対象のため、法改正に合わせ、削除するものでございます。

次のわがまち特例に係る規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第8条の2で、一定の要件を満たすマンションにおいて令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する大規模修繕が実施された場合の固定資産税額を3分の1減額する規定の新設及び法改正に伴い、引用する条項を改めるものでございます。

次の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告、附則第8条の3では、一定の要件を満たすマンションにおいて長寿命化に資する大規模修繕を実施した場合に、税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について

規定を新設するとともに、項ずれ及び引用する条項を改めるものがございます。

次に、軽自動車税の環境性能割の非課税、附則第 13 条の 2 及び軽自動車税の環境性能割の税額の特例、附則第 13 条の 6 につきましては、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置規定を適用期限終了に伴い、削除するものがございます。

3 ページをお願いします。軽自動車税の種別割の税率の特例、附則第 14 条では、軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減するグリーン化特例につきまして法改正に合わせ、特例の期限を 3 年間延長し、令和 7 年度不足分までとするものがございます。また、合わせて項ずれ及び表中の区分を適切な表記に改めるものがございます。

次の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、附則第 14 条の 2 につきましては、附則第 14 条の改正に伴い、規定を整備するものがございます。

次の優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、附則第 15 条の 2 につきましては、長期譲渡所得 2,000 万円までの所得割の税率が通常 3 %のところ、特例で 2.4%とすることにつきまして、法改正に合わせ、特例期限を 3 年間、令和 8 年度課税まで延長するものがございます。

最後に附則といたしまして、第 1 条施行期日、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の奥多摩町税賦課徴収条例、第 83 条第 1 号エの改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条固定資産税に関する経過措置、次項に定めるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第 2 項令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの適用期間内に地方税法等の一部を改正する法律、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定により、改正前の地方税法、附則第 64 条に規定する中小企業者等が取得をした同条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例による。

第 3 条軽自動車税に関する経過措置では、新条例第 83 条第 1 号エの規定は、令和 6 年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

次の 4 ページをご覧ください。第 2 項、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の奥多摩町税賦課徴収条例附則第 13 条の 2 及び第 13 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第3項新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第27号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第27号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第27号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第27号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第27号については、承認されました。

次に、日程第7 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

18 ページをご覧ください。地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。令和5年専決第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年3月31日に公布され、その施行に関しまして、この条例の一部を改正する

必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。21 ページの新旧対照表をお願いします。

今回の主な改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものでございます。

はじめに、課税額、第2条第3項及び次の国民健康保険税の減額、第20条第1項では、法改正に合わせ、後期高齢者支援金等課税額の限度額を下線部分のとおり「20万円」から「22万円」に改めるものでございます。

なお、基礎課税額及び介護納付金課税額に対する限度額の変更はございません。

次に、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すものでございますが、被保険者の合計所得が一定額以上の場合に保険税の負担軽減を図るため、所得判定基準額を引き上げるもので、第2号では5割軽減判定基準につきまして被保険者数に乘じる金額を下線部のとおり「28万5千円」から「29万円」に改め、次の22ページ、第3号では2割軽減判定基準額につきまして被保険者数に乘じる金額を「52万円」から「53万5千円」に改めるものでございます。

次の特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、第20条の2につきましては、次の第21条の2第2項の改正に伴う規定の整備となりまして、次の特例対象被保険者等に係る申告、第21条の2第2項におきまして、特例対象被保険者等に係る申告にあたり、雇用保険受給資格証の提示により対象の確認をしておりましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知が公共職業安定所、通称ハローワークから発行されることとなったことに伴い、提示書類として明記するもので、下線部のとおり、「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「雇用保険受給資格通知」と改めるものでございます。

次に、23ページをご覧ください。附則第4項公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、引用する条項の表記につきまして対応する法令の表記と合わせるため、規定を整備するもので、下線部分のとおり、「第20条第1項」を「第20条」に、「同項中」を「同条第1項中」に改めるものでございます。

なお、次の第5項から26ページの第20項までの改正につきましても只今説明させていただきました第4項の改正内容及び改正理由と同様のため、説明は省略させていただきます。

す。

最後に 27 ページになりますが、附則といたしまして第 1 項施行期日でございますが、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 項適用区分でございますが、この条例による改正後の奥多摩町国民健康保健税条例の規定は、令和 5 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 28 号の質疑を行います。質疑はありますか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

今回の改定では 5 割、2 割軽減基準の軽減判定所得を引き上げることで軽減を受けられる世帯の拡充を図り、また、課税限度額の引上げにより中間所得世帯の負担を抑制するということだと思いますが、課税限度額の引上げにより保険税が引き上がる方は幾らぐらいの所得の方で、何世帯ぐらいが対象になるのか、見込みで結構ですので、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6 番、大澤議員の質問にお答えします。

限度額で影響される世帯といたしましては 2 世帯、人数としては 3 人となっております。1 人世帯と 2 人世帯の 2 件となっております。

また、所得につきましては、1 人世帯ですと約 763 万円、2 人世帯ですと 710 万円以上という所得額になります。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

今回の改定により 2023 年 4 月 1 日から国民健康保険の保険税について後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額が 20 万円から 22 万円に引き上げられることとなります。基礎賦課額に係る賦課限度額は 65 万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は 17 万円に据え置かれますが、全ての賦課限度額の合計額は 104 万円になることとなります。国保税の限度額は毎年のように引き上げられ、2008 年度から 2023 年度の 15 年で 68 万円から 104 万円

と 36 万円もの引上げとなっています。前回は申し上げましたが、こうした加入者の中でやりくりをして穴埋めをする方法は、どの世帯も所得の 1 割を超える重い国保税負担となっていることを見れば、限界に来ていると言わざるを得ません。賦課限度額の引上げではなく、国保にしかない均等割の廃止など、制度改革を図り、国の支出を抜本的に増やすべきです。

今回の改定では、中低所得者の負担増となるものではないことから反対するものではありませんが、国や都に対して国保制度の根本的な構造の問題解決を図ること、そして、国保への公的負担増を引き続き強く求めていただきたいと述べ、意見いたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 28 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 28 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については、承認されました。

次に、日程第 8 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

28 ページをお願いいたします。地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。令和 5 年専決第 3 号、専決処分書、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布され、その施行に関しましてこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。31ページの新旧対照表をお願いいたします。第5条の2第1項出産育児一時金につきまして、現在、医療保険制度では、出産に要する被保険者等の経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者または被扶養者が出産したときは、健康保険法第101条に基づく保険給付として出産育児一時金等が支給されておりますが、今般、出産育児一時金等の支給額につきまして社会保障審議会医療保険部会の議論の整理におきまして、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布されたことに伴い、出産育児一時金の額を下線部のとおり「42万円」から「50万円」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項施行期日でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の奥多摩町国民健康保険条例の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後の被保険者の出産に係るものから適用し、施行日前の被保険者の出産に係るものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第29号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第29号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第29号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 29 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 29 号については、承認されました。

次に、日程第 9 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 5 号)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

[副町長 井上 永一君 登壇]

○副町長(井上 永一君) 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 5 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただきますので、同条第 3 項の規定によりその内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

2 ページの専決処分書でございますが、令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 5 号)につきまして専決処分を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定により予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものでございます。

次のページの補正予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,518 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 9,802 万 1,000 円とするものでございます。

予算書の 2 ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は 6 万 8,000 円を減額、自動車重量譲与税は 9 万 5,000 円を減額、森林環境譲与税は 847 万円を追加し、地方譲与税の計を 6,684 万 9,000 円に、利子割交付金は 26 万 6,000 円を追加し、利子割交付金の計を 76 万 6,000 円に、配当割交付金は 37 万 2,000 円を追加し、配当割交付金の計を 407 万 2,000 円に、株式等譲渡所得割交付金は 109 万円を減額し、株式等譲渡所得割交付金の計を 311 万円に、法人事業税交付金は 658 万 7,000 円を追加し、法人事業税交付金の計を 1,828 万 7,000 円に、地方消費税交付金は 274 万 3,000 円を追加し、地方消費税交付金の計を 1 億 1,904 万 3,000 円に、環境性能割交付金は 4 万 2,000 円を追加し、環境性能割交付金の計を 784 万 2,000 円に、地方交付税は特別交付税の増により 1 億 1,404 万 9,000 円を追加し、地方交付税の計を 21 億 4,978 万 5,000 円に、交通安全対策特別交付金は 8 万 3,000 円を減額し、交通安全

対策特別交付金の計を 181 万 7,000 円とするもので、いずれも交付決定通知によるものでございます。

次に、国庫支出金のうち、国庫補助金は 52 万 5,000 円を追加し、国庫支出金の計を 4 億 7,376 万 2,000 円に、都支出金のうち、都補助金は市町村総合交付金の交付決定により 1 億 2,773 万 1,000 円を追加し、都支出金の計を 27 億 7,083 万 7,000 円に、財産収入のうち、財産運用収入は 13 万 3,000 円を減額し、財産収入の計を 4,303 万 5,000 円に、3 ページをご覧ください。寄付金は 787 万円を追加し、寄付金の計を 5,766 万 7,000 円に、繰入金 は基金繰入金で 7,200 万円を減額し、繰入金の計を 1 億 2,512 万 5,000 円に、諸収入のうち、町預金利子は 1,000 円を追加、雑入は 5,000 円を減額し、諸収入の計を 6 億 2,288 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 9,518 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 76 億 9,802 万 1,000 円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は地方交付税都支出金等の増額交付に伴い、庁舎建設基金に積み立てるなど 1 億 9,991 万 8,000 円を追加し、総務費の計を 15 億 6,853 万 5,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は 1 万円を追加し、民生費の計を 12 億 3,513 万 8,000 円に、衛生費のうち、病院費は病院会計出資金の減により 1,300 万円を減額し、衛生費の計を 7 億 1,767 万 9,000 円に、農林水産業費のうち、林業費は森林環境整備基金積立金の増により 864 万 5,000 円を追加し、農林水産業費の計を 9 億 6,432 万円に、商工費のうち、観光費は 4 万 6,000 円を減額し、商工費の計を 5 億 964 万 1,000 円に、土木費のうち、道路橋梁費は財源組替えによるもので、予算の増減はなく、土木費の計は 12 億 610 万 3,000 円、教育費のうち、教育総務費は 5,000 円を減額し、教育費の計を 7 億 2,361 万 5,000 円に、予備費は予算調整により 34 万円を減額し、予備費の計を 2,292 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 1 億 9,518 万 2,000 円を追加し、歳出の合計額を 76 億 9,802 万 1,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 30 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより只今上程の議案第 30 号の質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、森田紀子議員。

○2 番（森田 紀子君） 2 番、森田です。

お伺いしたいのですが、ページ数が 12 ページ、病院事業費ということで 1,300 万マイナス補正があがっておりますが、こちらは相手方の特別会計のほうの補正は起こさなくていいのでしょうか。また、マイナス 1,300 万の病院関係はどのような、計算上の会計になっているのでしょうか。教えてください。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2 番、森田議員さんからのご質問にお答えいたします。

質問のほうは 12 ページでございます。款 04 衛生費、項 03 病院費ということで、こちら病院事業費の病院会計の出資金の減 1,300 万円ということの質問でございます。質問のほうでは、ここで病院会計の出資金が減になったことと、それから病院事業会計における補正のほうはどうなっているかという趣旨かと思われまして、こちらについてお答え申し上げます。

ここににつきましては病院事業会計のほうの資本的の予算なんですけれども、3月の補正予算、3月の議会のほうで病院事業会計におきましては減額をさせていただいていたという状況でございます。一般会計につきましては後追いという形にはなってしまったんですが、ここでそれに合わせるという形で一般会計から事業会計への出資金を減らして整えたという状況でございます。

また、この減額の内容ですけれども、病院におきまして空調工事をしていまして、入札差金によって減額になったということでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長はよろしいですか。

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

8 ページなんですけど、下の市町村総合交付金が合計で 1 億 2,700 万ということで、これの最終的に幾らになったかをちょっと教えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答えいたします。

8ページでございます。一番下のほうです。款が15の都支出金、こちらの市町村総合交付金、補正額は1億2,700万円ほどでございますけれども、最終的な交付額というお話でございます。

こちらにつきましては、最終的に奥多摩町に東京都から交付いただいた金額ですが、令和4年度15億2,773万1,000円ということでございまして、令和3年度と比較しますと2,100万円ほど増額という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第30号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第30号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第30号については、承認されました。

次に、日程第10 報告第1号 令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 報告第1号 令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、去る3月に開会されました令和5年第1回奥多摩町議会定例会におきまして議案第11号 令和4年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）としてご決定をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。

タブレット端末次のページをお開きください。令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、事業名は、南平熊沢線道路新設事業でございます。

事業費総額を示す金額は5,303万円で、翌年度繰越額も同額の5,303万円であり、この財源内訳につきましては、現時点では特定財源が未収入ですが、市町村土木補助金として東京都から補助金が交付される見込みでございます。

以上で、報告第1号 令和4年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第11 議案第31号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 大串 清文君 登壇〕

○福祉保健課長（大串 清文君） タブレット議案第31号の1ページをご覧ください。議案第31号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。5ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条関係、奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表となります。

まず、第4条第2項ただし書中、法第19条第1項第3号を、法第19条第3号に改めるもので、この法とは子ども・子育て支援法を指し、同法第19条第2項で規定していた内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議に関する規定がこども家庭庁の設置に伴い削除され、同条が1項のみとなったことから、引用規定が「法第19条第1項」から「法第19条」になるものです。

以下、今回改正する第4条第2項の第1号、第2号及び第3号も同じく引用規定を改めるもので、子ども・子育て支援法の第19条各号では、小学校就学前の子どもの年齢及び家庭保育の状況を規定しており、第1号で満3歳以上、第2号では同じ年齢で、保護者の就労等により家庭での保育が困難であること、第3号では満3歳未満で、保護者の就労等に

より家庭での保育が困難であることをそれぞれ規定しております。

なお、今回の条例は、主にこの引用規定を改めるものであり、同様の改正の場合は、法の引用規定を改めるものとして説明を簡略にさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次の第5条第2項第1号は、今回の改正に合わせ、「ア」「イ」と細分の記載の文言整理を行うものです。

次の第6条、次ページにかけて、同条第2項及び第3項、第7条第2項、更に次ページにかけて7ページとなりますが、第8条の改正は、法の引用規定を改めるものです。

次の第13条第4項第3号は、全文を改めておりますが、次ページにかけて法の引用規定を改めるほか、細分の記載の文言整理を行うものです。

次の第15条第1項第3号では、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されたことから、学校教育法第25条第1項に引用規定を改め、次の第4号は、国の基準の規定に合わせ、「内閣総理大臣」に改めるものです。

次の第20条第4号、次ページ9ページの第35条第1項、第2項及び第3項の前半の箇所は、子ども・子育て支援法の引用規定を改めるもので、同項の後半箇所は、細分の記載の文言整理を行うものです。

次の第36条第1項、次ページにかけまして、第2項及び第3項の前半箇所は、法の引用規定を改めるもので、同項の後半箇所は細分の文言整理を行うものです。

次の第37条第2項、次ページにかけまして、第39条第2項、第51条第1項、第2項、次ページ12ページにかけまして、第3項は、法の引用規定を改めるもので、同項の次ページ13ページにかけての改正は、細分の文言整理を行うものです。

次の第52条第1項、第2項及び第3項は、同じく法の引用規定を改めるもので、同項の次ページ14ページにかけましての改正は、細分の文言を整理するものでございます。

次に、第2条奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第3条は、これまでの改正内容と同様に、子ども・子育て支援法の引用規定を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第31号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 31 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、答弁は結構ですが、一言意見を申し上げさせていただきます。

少子化、児童虐待やネグレクト、いじめや不登校、子どもの貧困、子どもの自殺率の増加など、子どもを取り巻く問題が深刻化していることを背景に、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指したこども家庭庁が 2023 年 4 月に発足し、同時に、子どもの権利の保障を明記した子ども基本法が施行されました。

子どもが自由に意見を表明し、反映される権利を保障する仕組みとして、独立した立場で政府を監視、評価し、個別事案の相談、救済に当たる子どもコミッショナー制度の導入が必要不可欠ですが、こども家庭庁設置法や子ども基本法には、子どもコミッショナー制度が盛り込まれていません。

また、子ども政策について議論が始まった当初、「こども庁」だった名称に「家庭」が書き加えられたことに疑問や不安が広がっています。家庭では解決することが難しい様々な問題を社会全体で解決していこうという包括的なものが「家庭」が書き加えられたことで、子育ては家庭が担うべきという家庭の責任を強調するものとなりました。虐待や貧困など、家庭の中で苦しむ子どもや保護者を更に追い詰めることにも繋がりがねません。

子どもを守り育てるのは、社会の責任であることが憲法と子どもの権利条約の精神であり、強調されるべきは国の責任で家庭への手厚い支援を行うことです。

以上、社会全体で子どもの成長を後押しするため創設されたはずのこども家庭庁は、余りにも不十分な制度と言わざるを得ませんが、本議案は、内容が条例の文言整理と保育内容に係る指針を定めるもの、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改めるものなので、反対するものではありません。

以上。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

いろいろご説明ありがとうございました。こども家庭庁の設置も法律が変わったということで、町として、要するに、新しい法律が変わることによって、例えば今まで文科省に

報告したものがこっちに報告するとか、そういう内容が変わることですから、具体的にどのような対応が出てくるのかなと思って、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 7番、澤本議員のご質問にお答え申し上げます。

こども家庭庁ができたことによりまして並びに子ども基本法の施行に伴い、町の対応としてどのような変更があるかという趣旨と存じます。

議員からもございましたけれども、これまで子どもの関係所管が文部科学省であり、厚生労働省である部分がこども家庭庁に移行した部分もございます。その一方で、具体的な対応の中で、先程、6番、大澤議員からのご意見もありましたけれども、子どもの権利を社会全体で守っていくというところの中で、町として今後になりますが、国は、子ども大綱を今年中に策定することとしておりますので、その大綱の内容を受けまして、町といたしましては、子ども・子育ての計画の見直しを来年度予定してございます。それに向けてというところもございますけれども、町の組織改正の中で福祉保健課子育て推進係の中に、こども事業調整係長が新設となりまして、令和6年、国は、今ございますこども家庭支援センターと、町は、ようやく昨年設置いたしました子育て世代支援センター、保健福祉センターに設置しておりますけれども、そちらを一体的に運営ということで、名称としては仮称ですが、こども家庭センターという形での一体的な運営を予定しているところでございます。

それに向けてもこの5年度中にこども事業調整係長を中心に検討を進めてまいりまして令和6年、国が求める、国が子ども大綱で求める市町村の役割を果たしていけるように取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第31号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第31号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 31 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 32 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 32 号をご覧ください。議案第 32 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、人事院規則の一部改正の規定に基づき、職員の特別休暇に不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。3 ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正となります。特別休暇におきまして、第 16 条第 1 項中、「骨髄液提供休暇」を「不妊治療休暇、骨髄液提供休暇」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 32 号の質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田でございます。

不妊治療の休暇が職員の特別休暇に繰り込まれるということは大変画期的なこと、よかったですと思っております。国においては令和 4 年度から不妊治療が保険適用されておりますが、奥多摩町は以前から不妊治療助成金が子育て支援推進事業の中に取り入れられて、大変先駆的な取組をされていると思います。

1 つ確認、そしてもう一つご質問です。当然だと思いますけど、これは男性職員も適用されるわけですね。質問は、条例が 7 月 1 日から施行されるということですけど、具体的にどのようなことが実施されるのか、お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目につきましては、男性の職員もということですが、男女ということでご理解賜りたいと存じます。

2点目につきましては、不妊治療の部分で、不妊治療とは、定義をお話しさせていただいて不妊の原因を調べるための検査、不妊の原因を調べるための疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいうということで、具体的には、休暇の期間は原則1年の年について1年は暦年になります。原則5日でございます。体外受精及び顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる場合には更に5日を加えた範囲ということで、10日と10日以内となります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第32号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第32号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第32号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第33号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第33号をご覧ください。議案第33号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づきまして議会のご同意を求めます。

住所でございますが、奥多摩町大丹波 40 番地、氏名、加藤竜也、生年月日、昭和 31 年 8 月 31 日生まれでございます。

続きまして、住所、奥多摩町氷川 1,252 番地、氏名、川久保義彦、生年月日、昭和 33 年 4 月 3 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、島崎軍治氏、岡部益雄氏は、令和 5 年 6 月 21 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、加藤竜也氏、川久保義彦氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

加藤竜也氏と川久保義彦氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、タブレット添付の略歴書のとおりでございますが、2 ページの略歴書をご覧ください。加藤竜也氏の略歴書でございます。学歴は、昭和 50 年 3 月、東京都立多摩高等学校を卒業し、職歴は、昭和 50 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 31 日までの間、東京都水道局に勤務し、平成元年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、東京都主税局出向、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、公益財団法人東京税務協会に勤務しておりました。公職歴では、令和 2 年 4 月 1 日から奥多摩町自治委員（大丹波自治会長）に就任し、令和 4 年 4 月 1 日からは奥多摩町自治会連合会副連合会長に就任し、現在に至っております。賞罰では、平成 28 年 10 月 5 日付、地方公共団体税務職員自治税務局長表彰（総務省）を受賞しております。

次に、3 ページの略歴書をご覧ください。川久保義彦氏の略歴書でございます。学歴、最終学歴は、昭和 59 年 3 月、早稲田大学社会科学部を卒業し、職歴は、昭和 59 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間、奥多摩総合開発株式会社に勤務、令和 2 年 9 月 1 日からは一般社団法人奥多摩観光協会事務局長として現在に至っております。公職歴では、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、奥多摩町立氷川小学校 P T A 会長を、平成 27 年 5 月 19 日から令和 2 年 8 月 31 日までの間、一般社団法人奥多摩観光協会理事副会長を歴任し、平成 28 年 4 月 1 日からは常磐自治会役員を、令和 2 年 4 月 1 日からは奥多摩町副自治委員（常磐副自治会長）に就任し、現在に至っております。

加藤氏、川久保氏の両氏は、職歴等を通じて資産等に精通されており、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

また、加藤竜也氏、川久保義彦氏からは、過日ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、島崎軍治氏につきましては、平成 20 年 6 月 22 日から 5 期 15 年間、岡部益雄氏は、平成 23 年 6 月 22 日から 4 期 12 年間、委員としてご尽力いただきましたが、本人からの申出により退任となります。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案のご説明といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 33 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 33 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 33 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は、無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 邦男君） 只今の出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により開票立会人に 12 番、原島幸次議員、1 番、伊藤英人議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（高橋 邦男君） 異常なしと認めます。只今から投票を行います。

日程第 13 議案第 33 号、加藤竜也君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（高橋 邦男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。12 番、原島幸次議員、1 番、伊藤英人議員に立会いをお願いし

ます。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票、有効投票中、賛成票 11 票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、加藤竜也君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

次に、議案第 33 号中、川久保義彦君についての投票を行います。

只今の出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、2 番、森田紀子議員、3 番、相田恵美子議員を指名します。

投票用紙を配布します。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋 邦男君) 異常なしと認めます。只今から投票を行います。

日程第 13 議案第 33 号、川久保義彦君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。2 番、森田紀子議員、3 番、相田恵美子議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(高橋 邦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票、有効投票中、賛成票 11 票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、川久保義彦君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長(高橋 邦男君) 午前中に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第14 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 大串 清文君 登壇]

○福祉保健課長(大串 清文君) タブレット人権擁護委員候補者の推薦についてをご覧ください。人権擁護委員候補者の推薦について提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、原島貞夫氏は、令和5年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者に下記の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にご意見をお伺いするものであります。

氏名、原島貞夫、生年月日、昭和23年10月11日、住所、奥多摩町丹三郎180番地でございます。

原島貞夫氏の学歴、経歴として、職歴、公職歴等につきましては、次ページ以降の履歴書のとおりでございます。原島貞夫氏は、平成27年1月1日から3期人権擁護委員を務められており、本委員として適任者でございますので、引き続き推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、任期は3年で、町には現在2名の委員が法務大臣から委嘱を受けております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の人権擁護委員候補者の推薦について質疑及び意見を求めます。質疑及び意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑及び意見なしと認めます。

次に、只今上程の人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

日程第 14 人権擁護委員候補者の推薦について原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに決定しました。

次に、日程第 15 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(新島 和貴君) それでは、朗読します。

議請願第 2 号、令和 5 年 6 月 9 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長高橋邦男。
請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 1 件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 2 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 2 号、受付年月日、令和 5 年 4 月 25 日、件名、「ふるさと納税制度を利用してスギ花粉を減らす取り組みを…とする陳情書」。

陳情人の氏名、東京都小金井市緑町 5-11-3、佐久間昌己。

以上でございます。

○議長(高橋 邦男君) 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております陳情第 2 号については、会議規則第 37 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、陳情第 2 号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議の予定は 6 月 13 日となっておりますので、明日 6 月 10 日から 12 日までの 3 日間は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、明日 6 月 10 日から 12 日までの 3 日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 2 日目は、6 月 13 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時05分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員